

2020年6月8日

大阪府労働委員会会長 様

大阪教育合同労働組合

準備書面（1）

申立人（以下「組合」という。）は、下記のとおり主張する。

第1 本年4月7日付け大阪府労働委員会（以下「府労委」という。）の求釈明に対して下記のとおり答える。

1. について

本件第1回団体交渉及び第2回団体交渉の議事録は作成していない。

2. について

●●●●●組合員は近大支部結成時において支部長に就任して、支部活動の中心を担った（甲第1号証）。その後、組合は非常勤講師の定年（任用年齢）の延長を要求して団体交渉を行ってきたが（甲第3号証、甲第4号証）、●●●●●組合員は常に団交に出席するなど要求実現のために活動してきた。また、非常勤講師の定年再雇用問題については最初に定年を迎えることもあって、支部組合員のリーダー的役割を果たしてきた。

なお組合は、●●●●●組合員の陳述書の提出を準備している。

第2 被申立人準備書面1について

被申立人（以下「近大」という。）は、本件救済事項について「貴委員会において集团的労働問題として解決を図るのではなく、個別的労働問題として裁判所などで解決すべきものである。」と主張している。

近大の主張は労働委員会制度を否定するものである。またそれ以上に、集团的労働関係を認めず、労働組合の存在を否定する暴論でもある。その姿勢が、本件団交における不誠実団交となって現われているのである。

以 上